

会議録

会議の名称	令和6年度第2回新城市市民自治会議
開催日時	令和6年8月2日（金）午後6時30分から
開催場所	新城市役所4階会議室
会議の次第	1 あいさつ 2 議題 (1) 市民参加調査結果に関する意見交換について (2) 前年度答申内容に対する検討状況について 3 報告事項 (1) 令和6年度つながる地域と若者の輪 (2) 令和6年度女性議会 (3) 第10期若者議会（中間報告） (4) 第13回市民まちづくり集会
出席委員	斉藤徹史会長、前澤このみ副会長、藤田秀雄委員、滝川多嘉子委員、楠芳高委員、澤田みどり委員、菅沼大輝委員、丸山幸治委員、清水良文委員、浅井架那子委員
欠席委員	山本青空委員、生田智美委員、中谷昌美委員

1 あいさつ

会長からあいさつがされた。

2 議題

(1) 市民参加調査結果に関する意見交換について

《事務局説明》

先回の会議で、市民参加調査を実施することに至った経緯やその結果について説明し、その調査結果については、後日郵送でお示ししました。

すでに郵送させていただいた資料の中に、A3横向き資料2-1と2-2がお手元にあるかと思います。こちらは、事務局が事前に送付した事業の一覧表を、委員目線で比較がしやすいように「市民参加手続きが必要な実施予定事業（①から⑥）」と、「市民参加の手法について」を追記し並べ替えた資料です。これは、〇〇委員から、こういう情報を追加した方が一覧として見やすいのではないかという御意見をいただきましたので、参考資料として作らせていただきましたので、また御覧ください。

この市民参加調査は、令和5年度から開始しました。今回、委員のみなさまには、令和5年度の実績と令和6年度の計画をお送りしてあります。この調査の趣旨は、市の事業がきちんと市民が参加できる仕組みとなっているか確認するもので、もしなっていないとすればどのような取り組みが必要となるのか御意見をいただければと思います。

本日は、事前に御提出いただいた意見のまとめを資料1としてお配りしていますので、まずこちらを事務局から紹介させていただきます。その後で、意見をいただいた委員さんから補足の説明をいただきたいと思っています。

まず、資料1-1、令和5年度実施事業について、〇〇委員からは、元愛知県立新城東高等学校の用地活用基本構想など全部で2つの事業について意見をいただいています。〇〇委員からは、多文化共生推進プランの策定など、全部で9つの事業について。〇〇委員からは、地域意見の市政反映など、全部で5つの事業について。また、〇〇委員からは、同じく地域意見の市政反映など全部で5つの事業についての御意見をいただきました。

続いて、資料1-2、令和6年度実施事業についての意見です。こちらにつきましては、〇〇委員からは、新城市森林整備計画の策定・変更など全部で2事業について。〇〇委員からは、制服検討委員会について。〇〇委員からは、新城地域自治区の地域課題解決の検討など、10の事業について。〇〇委員からは、新城市公共施設個別施設計画策定（第2期）など、全部で9つの事業について。〇〇委員からは自治基本条例運用事業など、全部で4事業について御意見をいただきました。

続いて、資料1-3市民参加調査全般に対する御意見として、〇〇委員から2つ、〇〇委員から2つ、〇〇委員から1つ、そして、〇〇委員から11件の意見をいただいています。

本日皆様からいただいた御意見について、事務局でまとめをさせていただき、提言書の案を作成し、次回の会議にお諮りしたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

最後に、最初にお配りした市民参加手続きガイドラインの4ページを御覧ください。ここに市民参加手続きを実施する事業の判断基準の①から⑥というものがあります。先ほど資料の2-1、2-2にもありましたが、基本政策を定める計画などいろいろとある中で、特に⑥番の「その他、市が必要と認めるもの」という、市民参加によってより効果的に政策等を進めることができるものというものですが、今回の調査の仕方では、そもそも市民参加が前提になっているような事業が上がってきてしまっており、事務局側から庁内各課に照会をかけた際に、少しそのあたりの説明が不足していたかなと反省しています。次回からは、その点を精査して、元々市民参加が前提の事業でないけれども、市民参加によって活発になるような事業に絞って進めていけたらなと思っています。

事務局からは、以上です。

《意見共有》

令和5年度分事業

会長	<p>事前に皆様から頂戴した意見を事務局から紹介していただきました。それらについて順番に補足の意見をいただきたいと思います。</p> <p>まず、資料1-1の令和5年度事業について、〇〇委員からお願いします。</p>
委員	<p>まず、新城東高等学校の跡地活用についてです。事前の意見の中に、市役所と書いてしまったんですが、正直言うと、市役所の建て直しの時、私が知ったのがあまりにも遅くて、最後の決めるような時に初めて私が建て替え計画があるということを知るといような、無関心だったことがあったんですけど、新城東高校が閉ざされて空き地になるということと、市役所を立て替えるということを知ったのが、少しちぐはぐで、市役所を建て替えるという時に、新城東高校を閉じるということを皆さんは既に知っていたのでしょうか。私は知らなかったのですが、音羽町は旧東海道（1号線沿い）に出てきていて。今更言っても仕方ないことですが、バイパス沿いにある程度公共的なものを集約した方が暮らしやすいのではないかと思います。後ずさりした話しですが、直感的に感じました。</p> <p>2番目のスマートインターチェンジですが、これも東名のところかもしれないですが、どちらかという、301号と新東名の接点のところをもう少ししっかりさせると、新城の北部と豊田市とのアクセスが良くなり、新東名が無料化されれば別ですけど、豊田方面というのは、この辺と比べてものすごく生活が活発というか、やはりトヨタ自動車のお膝元だけあって、ものすごく経済的にも動いていますので、そことうまく繋がればもっとこの新城も恩恵がいただけるのではないかなと思いました。</p> <p>私は、3～4年前まで岡崎に通っていました。住宅会社にいたのですが、トヨタ本体に限らず、デンソー、アイシンなんかは下請けなんて言っっては失礼なぐらい素晴らしいところで、その下にいっぱい頑張っている方々がいま</p>

	<p>した。私もすごくお世話になったものですから、やはりそういう地域との繋がりが広がると恩恵が受けられるのではないかと思いますので、新東名と301号の接点について、もう少し真剣に考えていけないかなとの思いで書かせていただきました。</p>
委員	<p>パブリックコメントについて拾わせていただきました。多文化共生推進プランの策定など9事業のうち6事業は意見がなく、3事業は意見が1件というところを見させていただきました。内容の善し悪しを判断する立場にないと考えますので、件数だけ拾い上げてみました。コメント数が1だけというのを見たら、明らかに少ないし寂しい。これがアンケートじゃダメなのかというところを私としては疑問に思いました。いかに目を引いていただくか、例えばパブリックコメントとは？みたいなものをホームページに載せていただいたり、アンケートでも十分できるのかという工夫をしていただいて、知っている人はもちろん知ってみえると思うんですが、知らない人の方が多いと思いますので、そのような意味も含めてこの事業を記載しました。</p>
委員	<p>全体的な補足をさせていただくと、企画部とか自治振興事務所は、もちろん市民に接しているから圧倒的に多いのは当たり前なんですけど、その他の課の事業がほとんどないんですね。これは、どういうふうに職員に照会したのかなという疑問が生じたんです。これを作った意義を職員に周知していただきたいというのが一つ大きな全体的な話です。</p> <p>それを踏まえて、新城東高校については、令和4年度にそれをテーマに市民まちづくり集会が行われていますので、令和4年度の市民との意見交換に〇が付いていないのはなぜですかということで、令和4年度の取扱いはどういうふうになっているのかというものがあります。</p> <p>それから、多文化共生推進プランについては、検討会議というものがあり、委員で地域に精通している者とありますが、区長なのか誰なのか気になります。といったように質問が多いですので、質問に答えていただけたらと思います。</p>
委員	<p>「地域意見の市政反映」は、ホームページを見させていただいたんですけど、こういう意見があったと書かれているんですけど、それに対しどう回答があったのか不明確だったので、回答があるべきなのかなと思って書きました。</p> <p>「新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定」につきましては、自治体のデジタル化の推進がどう進んでいくのかというところが見えにくいところがありますので、特に過疎地域についてはデジタル化の必要があると思いますので、早急に整備していく必要があるかなと思います。</p> <p>「バス路線の見直し」については、現状バスの運転手が不足している状況</p>

	<p>で、今後大型の運転手はどんどん減っていく。そうなるとバス会社を運営している立場からいくと廃路線というものが増えていくことが予想されます。そうすると、国の施策の流れを見ながらになるとは思いますが必要な時に必要な人を運べるライドシェアの導入が必要になっていくと思いました。</p> <p>「福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」については、私共も仕事柄おつきあいがありますので、現場の労働の給料といのは非常に低いのかなと思います。これは国の施策によるもので、市が直接実施するのは難しいと思うのですが、国に対する働きかけというのも大事かなと思います。一方で、福祉はボランティアでやるものという感覚がまだあって、特に地域で見守るという場合には、まだまだそういうふうな捉え方をされるケースが多いと思います。こういうことに取り組んでいくにはお金もかかりますし、民間の事業者が取り組むと対価が必要となってくる。そういう意識を変えていく働きかけというものが必要かと思えます。自治体の新城市の予算としてのサービス提供の取り組み、また、広域連合としての取り組み、こういったものの統一感を持った取り組みというのが必要かなと思います。</p> <p>「高齢者福祉計画策定」については、在宅介護ということが明確にありますが、何年か前から連携してという話しが出ているんですが、未だに連携する仕組みがまだまだ構築されていないと感じますので、ここには障害者の部分も含まれておりますけれども、やはりそういった部分をもっと真剣に考えていく必要があるかと思えます。</p> <p>「スマートインターチェンジ周辺地域振興策の策定」につきましては、結局これによって外に出て行くことが非常に容易になります。どちらかと言うと「通過するまち」になりがちになりますので、外から来ても立ち寄りたくなるというものが必要になるかと思えます。これは単純に市で作れということではなく、商工との連携の中でしっかりと考えていくということが必要ではないかと書かせていただきました。</p>
--	--

令和6年度分事業

<p>会長</p>	<p>まとめて後ほど議論したいと思いますので、続いて令和6年度分事業について、〇〇委員から説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>「新城市森林整備計画の策定・変更」について、言葉の意味がよくわからなくて、森林法そのものを辞書で調べれば良かったのですが、森林法に基づくという言い方だけで事を動かしていくというのではなくて、やはり新城は山がたくさんありますので、これをもっと利用して、新城の特徴というものをもう少し出していけないかなと思いました。自分はまだ70歳ですが、65歳までサラリーマンをやっていました。父親は田畑と森林の仕事</p>

	<p>をしまして、自分もチェーンソーを使うのですが、自分たちで木を切ることで全国的に年間30人程亡くなっている。ケガを含めるともっと多いと思います。山林作業というのは個人でやっていると危険を伴うものなので、機械化が必要。機械は高価で価格的なことも考慮せずに書いてしまいましたが、やはり今、地球温暖化で二酸化炭素をいかに少なくし酸素をとという意味で、先日豊橋市で豊橋技術科学大学の先生から聞いた話だと、都市ガスが非常にきれいだから、それをもとに酸素を作り出すプラントのようなことを研究していて3年後に実用化ができたという説明を伺った。やはり、新城の良さ、森が非常に豊富であるということで、二酸化炭素を吸収し酸素を作り出す光合成の部分を考えていただけたらなと思いました。</p> <p>次に、「千郷地域自治体の地域課題解決の検討」については、地区で代表区長をやらせていただいております、今まで大きな事業はなかったのですが、徐々に夏祭りを開催しました。天気にも恵まれ盛大に実施することができ、本当に良かったなと思っています。主催者から区長会というバックがあつて進めたいとお願いされていましたが、区長会というのが会合があつても1ヶ月に1回程度しかなく、いろいろと要望をいただいたんですが、全体会議に間に合わなかったものから、しっかりとお応えできなかったというところが悔いが残っています。</p>
委員	<p>子どもたちが学校に通っていますので、来年度中学校の制服が変わるという話を聞いています。下の子にも使えるようにと、上の子たちの制服をきれいにしまっていました。制服はお金がかかりますので、もう少し早く言ってくれるとよかったかなと思います。制服は夏暑かったりしますので変更することはいいですが、もう少し早めに伝えてもらいたいなと思いました。</p>
委員	<p>各自治体の地域課題解決というところを書かせていただきました。公募委員の男女比率とか、年代の比率とか、同じ方がずっと続けていませんかというところを見ると、やはり男女比率は全然なっていないなというのと、ホームページを見ると7年目とか8年目とか長い方がいらっしゃるところをみると、市民自治会議もそうですけど、何年かに一度検証するということがここにも必要ではないかと思います。その時期の世代を反映するというのが必要かなと思います。</p>
委員	<p>たくさんありますが、重要なところだけ説明します。</p> <p>まずは、新城市公共施設個別施設計画策定（第2期）については、第1期の計画から第2期の計画に改訂をするというふうに見ています。これを検証するということが必要だと思いますし、廃止、地域移管等が現実化する時に、地域の意見とか市民の意見を絶対に聴かないとまずいなと思っているので、令和6年度で検討する必要があるということです。</p>

	<p>元新城東高校用地活用基本構想については、是非、市民検討委員会を設置していただきたいなと思って書きました。</p> <p>新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂については、ここ10年間で人口減少が進んでいますが、パブリックコメントだけではなく、地域協議会や区長会、市民活動団体などの市民意見交換を行ったほうがよいと思います。新城の周辺地区では顕著に人口減少が進みむことが起こりうると思うんです。このまち・ひと・しごと創生総合戦略はそのことですので、是非お願いしたいということです。</p> <p>新城北設ごみ処理施設整備基本構想については、どこに建てるかということで今検討していて、地元との調整と市民との合意というものが絶対に必要です。施設を建てるということは、例が悪いですが、沖縄に基地を建てるということと同じなんです。市民の合意形成があつてこそ、そこにごみ処理施設ができると思いますので、その辺はちゃんとやって欲しいと思います。また、検討委員会に学識経験者2人、関係行政機関8人だけとなっていて、市民がいないです。地元の人が入ると思うのですが、是非ここはトラブルのないように。そこに住む人じゃなくて良かったねとなつてはならないです。</p> <p>新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例の効果的な運用については、福祉従事者支援策定推進会議の委員構成が空欄になっていますが、是非ここは埋めていただきたい。地域協議会とか地域の人たちがそこに入ることによって、地域の福祉はそれぞれの地域で考えるんだということで、是非やっていただきたいと思います。</p> <p>最後に、こども園再編・整備計画策定事業についてです。〇〇委員も検討委員会に一委員として入っているのですが、それはもう決まっているよというような話になっているということなんです。これはあまり良くないことです。これから整備するうえで、例えば、千郷中こども園はこれから再編するんですが、どこに建てたらいいのか絶対に揉めるので、ちゃんと議論して欲しいです。それまでの助走期間は絶対に必要だと思います。</p>
事務局	<p>(欠席した委員の意見を事務局が紹介)</p> <p>自治基本条例運用事業の女性議会について、案内や結果報告など、もっと多くの女性に知ってもらいたいと思います。周知方法が今のまま(広報、ホームページ・窓口・ティーズ)では、私が現在関わる主婦の方々は目にするこもない気がします。直接渡すとか、いつでも見られるようにするなど、他の周知方法も考えるとより知ってもらえると思います。子育て中のお母さん方にも参加していただきたい事業だと思っています。</p> <p>若者が活躍できるまち実現事業については、若者が活躍するまちを作るための事業で、審議回数は75回と十分に時間を取って話し合いをしていたと</p>

	<p>感じられ、評価すべき点に思います。ただ、つながる地域と若者の輪については、意見交換会が1回と少ないので、回数と地域を増やすと若者の思いが聞けるのではないかと思います。場所が鳳来ですが、鳳来の子が対象でしょうか。行きづらい場所に感じました。</p> <p>新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例の効果的な運用については、内容が具体的に決まっていけないようですが、是非詳しく知りたい事業です。今後スタートしていくと思われませんが、現場の声も含め、経営者（代表）の皆さんの声もしっかり拾える仕組みにしたいです。現場職員の声だけでは偏った意見になりがちです。総合的判断のできる内容、構成される委員、回数など重要になると思います。</p> <p>最後に、こども園再編・整備計画策定事業です。会議には委員として参加させていただきました。各地区の方々の思いなど伝わった会議でした。市としての方向性はすでに決定しており、市としてこう進むしかないという内容でしたが、参加委員が全て納得できたかというところと少し違う気もするので、十分に納得できる説明が必要だと感じました。市民にとっては大きな問題です。全ての人が市政を理解して住みたいと思うまちであって欲しいと思います。</p>
--	--

市民参加調査全般についての意見

会長	<p>続いて、市民参加調査全般についての意見ということで、〇〇委員から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(欠席した委員の意見を事務局が紹介)</p> <p>一つ目、地域自治区に関する事業についてです。地域自治区に関する事業は、そもそも地域協議会で市民意見が反映されていることが前提なので、調査票に載せる必要があるのか疑問です。絞ってよいのではないかと。</p> <p>二つ目、調査票に上がってこない事業への対応についてです。総合計画審議会や農業委員会に参加しているが、農業課では地域計画を策定していると思うが調査票が提出されていない。森林課にも策定中の計画があると思われるが同様の状態です。そのような事業こそ、市民意見がどのように反映されているのか気になっている。総合計画の担当課が事業を一番知っているはずなので、そういう部署と連携を図って、市民意見の反映が必要な事業を洗い出すなどしてはどうか。</p>
委員	<p>調査票で市民参加がされているかどうかというのが見える化されて良くなったということが一つ。意見を聴かれるというのは、先ほども話に上がりましたが、もうすでに大体決まっていて、ほぼ決定しているというのが多いのかなと思います。内容によっては難しいものもあるかもしれませんが、こうしたいという計画を地域に投げかけてもらえると、地域も一緒に考えた</p>

	<p>感じられるものになるのではないかと思います。例えば、私も地域協議会に入っていて、今、八名地域にあった公共交通の話をしています。大型バスでは乗車の人数も少ないし、子どもに合わせたダイヤなので、どうしてもお年寄りには乗りやすいものではない。生活にも通学にも使えるバスというのは何があるのか、市役所の職員も何度も来てくれて話し合っ、今ではデマンド方式というものを採用し、この8月29日から大型バスから13人乗りのハイエースに移行します。そうすると、地域も関わったので、これを維持していかなければいけないという気持ちにもなります。また、法律的に無理ということは市民は知りませんので、出来たらそういうことも教えてもらえると、そういう意味で出来ないんだと分かると不満が減ります。知らないで不満に繋がるんです。そういうことにも答えていただけるような意見交換ができればいいなと思いました。</p> <p>次も同じような感じですが、子ども、福祉、農業という分野は、市民生活に非常に密着していて、市民も感心が高いですし、地域によって差が出る内容だと思います。一遍通りにできないものだと思うので、できるだけ地域に入って聴いていただくと、ヒントになるものがあるのではないかと思います。どこに入ったらいいいのか分からないということがあるのであれば、八名ですと地域拠点ということで、なるべく人が集まる場所を作りたいと思って拠点を作っていますので、是非そういうところを利用して欲しいというのは、市役所にもお願いしているところです。市が地域の情報を取りにきてもらえる場所というのが設置できると、お互いにいいのかなと思います。市は市、地域は地域と別々にならずに、協力していろいろな事業を作っていけるような市になるといいなと思います。</p>
委員	<p>提出事業について、もちろん市民自治推進課や自治振興事務所が大半を占めるというのはわかることであるし、先ほど事務局もおっしゃられたように、これはあるべきものだという事は十分に理解します。そうすると、残った事業はいくつだという話になり、先程来事務局から話がある、各課に伝えて、調整して、提出していただいてということと考えたら、あまりにも数としては少ないのではないかと疑問になるところです。もちろん出せばいいというものではないとは思いますが、各課にそういう働きかけをするのであれば、もうちょっと出てきてもいいかな。数だけ見るとものすごくたくさん出ているように見えますけど、中身を見ると全部同じ課じゃんということで、もう少し工夫が必要かなと思います。全体的に見てもう少しがんばりましょうという部分があるかなと感じました。</p>

委員	<p>今、〇〇委員が言うように、本当に事業が少ないんですよ。例えば、防災について新城市防災会議が毎年行われ意見聴取を行っていて、また、森林課においても委員から意見聴取をする新城市森づくり基本計画進捗状況の報告が毎年行われているんです。それが入っていない。まだまだ多くの事業について記載する必要があるというふうに思いますので、是非ここはお願いしたい。</p> <p>次に、ガイドラインについて職員への周知についてお願いしたい。</p> <p>もう一つ、共同調理場については、大変揉めました。給食センターは出来てしまうのですが、次のことを考えていかなければならない。必ず検討委員会を作っていたきたい。それでないと、絶対に揉めると思います。</p> <p>そして、学校再編についても大きな問題です。今、議会の方でいろいろと議論されていますが、学校再編についても、きちんと市民の声を聴くということをしないと、また揉めます。</p> <p>あとは、若者議会についても10年目、自治区についても10年が経過しています。市民自治会議においてもこのことについて検討したことがあるのですが、地域自治区については地域に任せるという形をとっていて、市民自治会議では検討していません。若者議会についても同じことです。この制度が本当に良いのか悪いのかというところを地域協議会や若者議会の人たちに聴くのではなく、別の委員会を作ったらどうかというのを提案させていただきました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ここまで令和5年度の事業、令和6年度事業までまとめて、皆様からの観点で貴重な御意見をいただきました。まずは事務局から何かありましたらお願いします。</p>

事務局	<p>新城市市民参加手続きガイドラインがあるんですが、これをなぜ作ったかという、先ほどから御指摘がありますように、給食センターを作る際に、自治基本条例違反ではないかという声が上がりました、どうしてかと言うと、自治基本条例には市民参加で物事を進めていくということが謳われているんですが、それがされていないのではないかとことから、この手続きガイドラインが作られています。その経緯からしてみても、皆様には各事業がこのガイドラインに基づいて市民参加が正しく行われたかどうかということを一度確認していただきたいということで、各事業を挙げさせていただいております。その中で、今日欠席されている〇〇委員からも御意見がありました、元々市民参加が前提のものまで入れる必要はないのではないかと、そういう意見もございませう。冒頭事務局から御説明しましたとおり、6番のもののように元々市民参加が前提のような事業については、市民参加が行われているかどうかの対象とすること自体どうかということもあります。このガイドラインは、すでに市の職員に対して研修をしております。ただ、令和4年12月に制定されてその当時職員に対して研修をしております。しかし、こういうものについては毎年周知を図るとともに、もう少しわかりやすいように説明をしていかなくてはならないなというところもございませう。次回、調査するときには、ガイドラインの解釈等もわかりやすく説明していかなくてはならないということが一点。二点目、様式についても、これはどちらかと言うと事務方のチェックシートという意味では使いやすいですが、これで皆さんに判断してもらえっていうのは少し難しいかなと思いますので、こういうところについても、例えばパブリックコメントとした場合、どうしてパブコメにしたのか、それで本当に効果が現れているのかということを担当部署には書いていただかないと、本当にパブコメでいいのかなという判断が委員さんたちにはしにくいかなというところもありますので、少し改正する必要があるかなと思っています。</p> <p>個々に疑問に思われたことに対しては、また事務局から委員さんに対してお話をさせていただきたいとは思いますが、全体としては、このガイドラインに対して適正かどうかということを考えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>事前に意見を提出して下さった方、或いは本日意見を下さった方ありがとうございました。それでは、その他にも意見がある方がいらっしゃいましたらお願ひします。</p>
委員	<p>元々市民意見を反映しているというのは、要するに自治振興事務所、地域協議会のことでしょうか。</p>
事務局	<p>それだけではなく、若者議会も元々参加する方が若者で一般の方です。若</p>

	<p>者議会の事業は、言ってみると市民参加しているじゃないですか。元々市民参加が前提の事業が含まれているから少しわかりにくいかなというところがございます。</p>
委員	<p>若者議会の制度とか、地域自治区の制度については別の話ですよ。</p>
事務局	<p>制度を決めていくとかいう話でしたら別の話です。</p>
委員	<p>この調査全体について思ったことをいくつか挙げさせていただきます。</p> <p>まず、散々出ていますが、地域自治区のことは先ほどの観点からすると、それ自体が市民参加じゃないとできないものですから、政策として検討する際に市民が参加ができているかどうか判断する際には不適切かなと思います。この中で審議会を手法としているものがいくつかあったかと思うのですが、審議会は当然限られたメンバーしか出ていなくて、例えば他の市民がその内容を知ろうと思えば傍聴であったり議事録であったりを見るしかないのかなと思うのですが、実際に各政策のホームページを見ると、傍聴ができますよという文字がとても小さかったり、そもそもその記載がなかったり、また、いくつかの会議では議事録を公開していますと書いてはありますが、実際に見にいくと、どこにあるのかわからず、見つけることができなかつたものがいくつかあったので、そういう観点でももう少しオープンにしていくべきなのかなと思いました。</p> <p>この調査は、そもそも年度ごとに分けられていると思うのですが、各事業を単年度に分けられるものは少なく、何年かやるものが多いと思うのですが、その上で、事業毎に区切ってその年やったよね、やってないよねと見たところで、その事業として市民が参加できたかできていないかを見るべきものなのかなとすごく思います。例えば、一つの事業で3年跨ぐのであれば、構想段階で市民を入れるとすると1年目に入ってくると思うので、そうすると2年目3年目は市民が参加していないのではないかとと言われてしまうのですが、たぶんそういうものではないので、構想段階に入れるというのに単年度で区切ってやる意味を見出せないかなと思います。</p>
会長	<p>気になったところを何点か質問します。今回の1から6の事業の判断で、実際にどのような手段によって市民参加が行われたのかっていう、おそらくそのものがまちづくりの場かなと。例えば、パブリックコメントは新城市にも行政手続条例があれば、条例で決まっていますのでやるのかなと思いますし、それ以外にどんなことをやるのかなっていうのは、例えば、審議会の検討委員会に市民参加するのがふさわしいのはこういうものですか、或いはパブリックコメントだけで足りるのはこういうものですか、そういった何かがないと、やってるやっていないというのが混乱するのかなというふうに思いました。</p>

	<p>それから、ガイドラインの4ページに1から6で分かりやすくまとめられているのですが、あともう一点が先ほど事務局からお話がありました、若者議会だとか地域協議会のような既に制度自体がそもそも市民参加ではないかというものを調査対象外にするかということも整理する必要があるかなと思います。</p> <p>あと、6番その他市が必要と認めるものというがあります。これもまた抽象的でして、市が必要と認めるというものが、具体的にはどういうものなのか見えにくいかなと思います。どういうものがあるのか例示が挙げられるといいのかなという気がします。</p> <p>他に、皆様方から御意見はありませんか。</p>
委員	<p>先ほど、行政手続条例の話が出ましたので、行政手続条例に基づいた行政手続きの手法については、公表されていまして。例えば、許可等については何日以内にやりますとか。少し調べていただきたいです。行政手続条例との関連で何が重要なのか、何が重要ではないのかと整理するのは今の話を聞いてありかなと思いました。</p>
委員	<p>全体のことについてもう一つ、そもそも市民参加手続のガイドラインを作ったきっかけが給食センターで、市民の意見がどうのこうのという話だと思うのですが、ということは、市民参加ができていないから問題になっているということだと思うので、そもそもここに上がってきた事業について精査すること自体が重要なのかと疑問に思っています。そもそもできていないことが問題であるのならば、むしろここに上がっていないものを見る必要があるというのが最もな意見だと思います。ここに上がってきたものを見て、個別のものを見てできている、できていないと一喜一憂していること自体が意味があるのかなと思いました。それを全部見るというのは莫大な時間がかかるので非現実的ですけど、この表を見て一喜一憂しているようでは意味がないかなと思いました。</p>

委員	<p>令和5年度ですけど、そもそも事業に対する意見ではなくて、市民参加ができる環境が整っているか、そういった観点からの意見を求められたのかなと思いましたので考えてきたのですが、自分も働いているので中々出て行くのが難しいんですが、そもそも意見交換会だとか、地域を良くするために話している場があるということを知らなくて、やっているということは市民自治会議に出させていただいているので分かってはいるんですけど、30代40代50代のこれから地域を支えていく世代の人たちがそういうことを知らないという時点で、市民参加ができていのかというふうに思いました。どの事業も、福祉関係であれば福祉に携わられる方だとか、こども園であれば子育てに携わられている方だとか、事業ごとに、広報、ホームページ、SNSとか、このままだと届かないという話もありましたが、それぞれ自分が届けたい人、どういう地域の人でどういう世代の人と決めてから、その方たちに見ていただく工夫をするというのが大切かなと思いました。</p> <p>令和6年度の地域意見の市政反映ですが、恥ずかしながらこのようなことを行っているということを知りませんでした。これもSNSとかで呼びかけをしていただいた方が、市長がそもそもどういった世代の方とふれあいトークをしたいのか、どういう世代の意見を取りたいのかによって、どういう手法で伝えるのがいいのか変わると思います。私もこの資料をいただいた時に膨大過ぎて全部は見られないんですけど、市民参加の確保がされているかどうかという判断をこの限られた人の中にまるっと投げてしまうのも、漏れが出てくると思います。まずは各事業が市民の中でも誰をターゲットにしているのかというのを定めて明示していただく方が、この人たちに届けていないのであればこの手法では足りないよねとか、こういう機会が足りないよねとかいう判断材料になるのかなと思います。やみくもに同じ目線で広報にチェックが打たれていないとかSNSにチェックがされていないとかいう見方はできないのかなと思いました。</p>
委員	<p>今の話、面白いなと思ひまして、民間だどこに行ったら売れるだとかそういう発想。公平性はいいのだけど、そういうところで持っていかないと効果はあまりないかなと思います。</p>

委員	<p>このガイドラインができた経緯は、いろいろあってできました。できたので実際に市民参加が進められているのか、まだ、このガイドラインはできて2年目でまだ始まったばかり。ここにたくさんの事業が出ているけれども、地域自治区というのは市民が参加して協働していく形を作るために動き出したのだとしたら、自治区の事業がたくさん出ているのであれば、ここに一々出さなくてもいいかどうか分かりませんが、減らしていてもいいのかもしれませんが。例えば、自治区で大きなことをする時だけピックアップするとか。出してくれたのを全部載せてくれているとは思いますが、具体性を絞っていく、何に対して市民が参加して尚且つ市民に情報を伝えているか。一番最初は市民に伝えていないということが揉め事の元だったのです。参加していればいいというものではなくて、どんな知らせ方をして参加を募ったのか、或いは参加した上でその先にこうでしたと返していける仕組みに持っていけるのかというのが大事なのだと思います。たくさんの事業がありましたが、この会議に出していただく事業は絞っていてもいいのかもしれませんが。特に、計画を作るのだとしたら、動き出すちょっと手前のところで市民の意見を出せるのであれば早いうちにいろいろなところで市民の意見を聴くというのもありかなと思います。元々このガイドラインは、課長会議から始まって作ってもらったものだから、対象を絞るとかも考えてもいいのかなと思います。大きな計画は必ず、或いは自分の暮らしに繋がるものは、違った形でとか考えられるかなと思います。今のガイドラインは、始めの一步を踏み出したというのが現状だと思うので、たくさんの意見をいただき、それをうまく使っていけるようにすると、いろいろと大変なことはあるけれど納得できるまちの暮らしを作っていくというものになるのかなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。皆様からいただいた意見は後日事務局でまとめて、次回に提言という形で案を委員の皆さんに示せるように準備してください。</p>

(2) 前年度答申内容に対する検討状況について

《事務局説明》

資料3をご覧ください。昨年度は、「新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会について」というタイトルで市民自治会議から答申をいただきました。主な論点は、非常にタイトなスケジュールの中で公平性・公正性を担保しつつ、討論会を円滑に運営できるよう、条例改正等を検討することであったかと思います。答申に対する対応を説明する前に、討論会の意義とスケジュール感をお伝えさせていただきます。

まず始めに、「公開政策討論会とは」の部分をご覧ください。そこには3点ポイントが記載してあります。まず一つ目の「公開政策討論会の意義」についてです。公開政策討論

会は市民が聴く機会を保障するものであり、伝えたい人、候補者のための選挙ではなく、聴きたい人、有権者・市民の立場から選挙を考えるものだという事です。

二つ目として、公開政策討論会は選挙活動ではなく市民参加が目的であるということです。この条例は、公職選挙法等が直接対象としていない市民の参加権を保障するものであり、選挙活動と思われぬよう注意深く条文が制定されています。

また、三つ目ですが、告示前が対象であるということで、公職選挙法では告示前は政治活動としての合同の政策討論会は許容されていますが、告示後については、第三者による合同の政策討論会は禁止されていますので、必ず告示前に実施しなくてはなりません。

以上のことを踏まえて、令和7年度に予定されている公開政策討論会開催までの想定スケジュールを作成してみました。一番下の11月12日(水)が市長任期満了日です。その日を起点に条例に基づく期日を計算しながら選挙期日や公開政策討論会の開催日を想定してみました。10月26日(日)が選挙期日。そこから遡り、告示日までに公開政策討論会を実施するという事ですので、市長任期満了日の76日前の8月28日からさまざまな事務が一気に行われるという感覚でご覧いただけたらと思います。

公開政策討論会は、任期満了日の50日前から告示日の前日の間で開催する必要がありますので、この表の中頃にあります9月23日から10月18日の間で実施することとなります。そこで、例えば1回目の討論会を9月27日に開催すると想定し、開催予定日の30日前までに申出期日までに参加の申出があればテーマも提案できるというものです。ということですので、まだゆとりはあるのですが、次の第2回目の参加申出期日は、開催予定日の7日前とされています。テーマは提案できませんが、開催日ギリギリまで参加者を募集するものです。また市政情報などのデータの情報提供を申し出る期限も同様に開催予定日の7日前までとされています。

そこで、昨年度市民自治会議で議論して下さったものとして、この7日間に、参加する側も運営する側も多く事務を行う必要があります、円滑に実施することができないのではないか。また、開催予定日と開催日を分けて公表することは市民にとってわかりづらいのではないかという内容がございました。

その答申を踏まえまして、事務局で検討した結果です。まず、検討事項1「討論会条例第5条第3項に規定する参加申出期限について」ということで、改正案として、2回目の参加申出期限から討論会までの7日間で多くの事務を行う必要があります、参加者側、事務局側双方にとって負担が多すぎるため、市長任期満了時に行う討論会は、2回目の期限及び討論会議題に関する情報提供申出期限を14日前までに前倒しするというものでした。そのことに対し検討した内容として、一つ目、前回の令和3年度の実施を受け、運用上は改正しなくても実施は不可能ではない。二つ目、タイトなスケジュールではあるが、立候補予定者が不在では事が進まないため、準備期間は短くなるが可能な限り参加者が集まるようにすべきである。三つ目、前回は新型コロナウイルスの影響下という特別な事業を受けオンライン中継という方式で行いました。次回対面方式で実施することで、真の課題を

把握した上で条例改正に繋げる方が良いのではないかとということで、結果として、条例改正は見送ることといたしました。

続いて、検討事項2です。「討論会条例第4条第1項に規定する開催予定日の公表について」ということで、当初の案ですが、討論会の開催予定日と実際の開催日を分けて公表すると市民にとって分かりにくいいため、開催日に統一してはどうかというものでした。そこで、事務局で検討した内容としまして、開催日を決定するのは市長であるため、現職の都合が良い日に設定したように思われ現職有利と捉えられるのではないかと。立候補予定者が参加の表明をしてから改めて開催日を決定する方が公平であると判断し、結果的に、現状どおり開催予定日と開催日はそれぞれ決定し公表することとします。

最後に、検討事項3として、今後についてですが、実際に令和7年10月頃に討論会を実施した後、実行委員会の反省を市民自治会議で協議し、必要に応じて条例を改正することといたします。ただし、今回条例改正は見送りますが、運営、運用における円滑な会の進行を図るため、関係する規則や要綱は必要に応じて改正してまいりたいと考えています。

《質疑応答》

委員	一つ目の7日を14日に引き延ばすという話ですが、この前の時は、二人目の候補者はぎりぎりに参加表明したのか。
事務局	テーマが出せていますので、1回目に間に合っています。
委員	これは、ギリギリになるという想定をしていますので、1回やってみるといことですね。
事務局	いつ表明するのかは立候補者にとっては駆け引きでもあります。実行委員さんは、一人の場合、二人の場合の両方考えますけど、どちらかと言うと7日でやらなくてはならなくて大変なのは事務局の方かなという捉え方もあるかと思えます。
委員	二つ目の、開催予定日と開催日に分けてというところですが、コメントがどうしても納得いかないのですが、予定日と開催日はあまり違いがないと思うのです。
事務局	もう一度条例を読んでいただくと、開催予定日は参加表明の前に実行委員会で開催予定日を決めておいて、参加すると決めた人たちがこの日と選んだときに「開催日」にすると思うのです。そのような流れで違いがあるので。
委員	そんな厳密な問題ではないとされていて、それは役所の方の解釈であって。

事務局	当時の行政部門の担当になぜ開催予定日にしたかと聞くと、台風とかあった場合に開催日ではなくなってしまうから開催予定日という表現にしたというふうに聞いていたが、他の職員にも確認したら、やはり時間的ずれがあつて、実際に候補者が集まってから開催日を決めるというふうにしたと聞きましたので、改めて読み直してみると確かにそういう捉え方ができるということから、開催日と開催予定日は分けた方がよいと判断したということです。
委員	わかりました。文言の意味としてきちんと捉えたということでもいいかと思えます。もう一つ「有利と捉えられる」というのは少し穿った見方に思えるの、ここは少し疑問です。
事務局	例えば、3箇所で作るとなった場合に、自分が出る地場が最後になった方が有利だとか捉える人も中にはいる可能性があるとか、いろいろなことを考えてやっていかななくてはならないシビアな問題ではあると考えています。
会長	その他、御意見がないようでしたら、続いて令和6年度中に行う公開政策討論会開催に向けたスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

《事務局説明》

<p>資料4をご覧ください。今年度中にみなさまに依頼する業務について御説明いたします。</p> <p>まず、次回の市民自治会議の中で、公開政策討論会実行委員会公募委員審査委員会の委員をこの市民自治会議委員から5名選出していただきます。続いて、広報ほのか11月号で実行委員の募集を開始します。実行委員の募集期間ですが、広報が手元に届く10月16日(水)から11月29日(金)までとします。続いて、審査委員会ですが、12月上旬に実施したいと考えています。まず、事前に書面で審査していただき、その後、審査委員会を開催し、最終審査をしていただく予定です。そして、12月20日(金)の第4回市民自治会議で審査結果を報告し、12月23日(月)頃応募者へ結果を通知し、1月以降から実行委員会をスタートさせていく予定です。</p> <p>なお、審査委員が決まりましたら、その時に審査会の日程を調整させていただく予定です。</p> <p>また、実行委員会は、1月中に第1回の実行委員会をスタートし、年度内に無作為で500人を抽出し、討論会に関するアンケートを実施してまいります。</p>
--

《質疑応答》

会長	次回の市民自治会議の中で審査委員を5名選出とありますが、その選出方法は、次回決めるということよろしですか。
事務局	前回のやり方を参考にして精査していきたいと考えています。委員の方か

	ら手挙げ制にするのか、こちらでチョイスしてお願いするのか、今はまだ確定したことが伝えられませんので申し訳ありません。
--	--

3 報告事項

(1) 令和6年度つながる地域と若者の輪について

今年度の「つながる地域と若者の輪」は、資料としてチラシをつけております。7月15日（月・祝）午前10時から湯谷温泉でフィールドワークを行い、鳳来中学校でワークショップを実施しました。こちらは、市内全6中学校へ募集をかけたところ、3校から計13名が参加してくれました。生徒からは、「湯谷温泉の歴史が分かる冊子や外国人にも分かる看板の設置が必要」の意見が出るなど、若者議会の委員と地域の課題に対する解決方法等について検討しました。

(2) 令和6年度女性議会について

今年度は、無作為抽出の500人の女性にダイレクトメールを送ったところ、4名の方が参加の意思を表明しました。8月19日（月）に市役所3階会議室で委嘱状の交付と所信表明を行い、その後、勉強会を重ね、年明けの1月20日（月）に市議会議場で女性議会を行う予定です。

(3) 第10期若者議会について

今年度は、「まちづくり」「子育て」「若者政策」の3つの委員会に分かれて、それぞれのテーマで政策案を検討しています。その中間報告を、8月19日（月）午後7時から市役所4階で行います。

(4) 第13回市民まちづくり集会について

今年度は、9月23日（月・祝）の午後1時30分から文化会館大会議室で開催します。テーマは「教えて！！あなたの元気のひけつ～健康について話し合おう～」となっています。無作為抽出で選ばれた2,000人の市民に参加の案内やアンケートを送付して進めてまいります。なお、発送は8月9日頃からを予定しています。

4 その他

(1) 今後の会議日程について

事務局	<p>市民参加ガイドラインについては、皆様に十分に御理解いただくことが難しかったかと思いますが、いただいた御意見で内容に回答を要するものや提案につきましては、担当課にも伝えていきたいと考えています。また、第3回の会議の中で、提案事項等を精査し提言書を作らせていきたいと考えています。</p> <p>続いて、第3回市民自治会議を10月3日（木）18時30分から4階会</p>
-----	--

	議室で行いたいと考えています。
--	-----------------

	以上で、本日の会議を終了させていただきます。
--	------------------------

閉会（20：14）